

平成 1 8 年度

福島県環境審議会第 2 部会議事録

(平成 1 9 年 1 月 2 6 日)

1 日時

平成19年1月26日(金)

午後 1時30分 開会

午後 4時00分 閉会

2 場所

県庁本庁舎 2F 第1特別委員会室

3 議事

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

4 出席委員

鈴木安利 鈴木義孝(代理:馬場恒郎) 中村玄正 羽田博子 引地宏 堀金洋子

渡部チイ子 渡辺智衛

以上8名(6名欠席)

6 事務局出席職員

(県民環境総務領域)

藤原 生活環境部政策監

松本 生活環境部参事 ほか

(環境保全領域)

三瓶 環境保全領域総括参事

長澤 水環境グループ参事

木村 大気環境グループ参事

新妻 産業廃棄物対策グループ参事

渡辺 一般廃棄物対策グループ参事 ほか

7 議事内容

(1)開会(司会) 小檜山生活環境部企画主幹

(2)引地部会長から、議事に入る旨の発言があり、議事録署名人に鈴木安利委員と堀金洋子委員を指名して審議に入った。

(3)議事「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について」

事務局(長澤水環境グループ参事)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のような質疑等があった。

《質疑応答等》

(問) 鈴木委員

今回15河川の類型指定を行うが、福島県には全部で何河川あるのか、又、その中でこの15河川にした理由は何か。

(答) 長澤水環境グループ参事

県では国土交通省等と協力しながら水質測定を行っているが、水質測定をしている河川は94河川である。94河川のうちで類型指定を行っているのは43河川であるが、例えば上流部はA、下流部はBというように2つ以上の環境基準を設定している河川があるので、水域で考えると60水域で設定されている。

その中で、今回は15河川について類型指定を行う。水域では16水域で行う。来年度は中通りの十数河川について行い、20年度は中通りの残りの河川と会津の河川について行う予定であり、20年度までには全河川の類型指定を行いたいと考えている。

河川毎にこれまで説明したような膨大なデータを集める必要があり作業が非常に大変なため、1年間で全て行うのは無理なので、このようなスケジュールで進めていく予定である。

(問) 堀金委員

久慈川と宇多川に関しては、それぞれ茨城県と宮城県にまたがっているが、両県との協議は行っているのか。

(答) 長澤水環境グループ参事

茨城県と宮城県には、今回の類型指定の内容について話している。正式な協議は、審議会の答申をいただいてから行うつもりである。

(問) 中村委員

基本的な事については異議ない。

ダムがあると魚の遡上に影響があると思ったが、この資料ではダムのある河川においても、上流から下流に至るまでアユ等が存在しており、ダムの影響は余り無いようなので大きな問題はないと思う。

ただし、真野ダムの深い場所でBOD、窒素及びリンが高いので、今回の議案には直接関係していないが、ダムの存在による湖底での水質には注目しておく必要があると思う。

また、資料2の93ページにおいて平均水温の平均値が1.4度と記載されているが、これは間違いかと思うが。

(答) 長澤水環境グループ参事

平均水温の平均値は14.4度の間違いである。

真野ダムに関しては、このダムは真野川の中流域に位置しており、この上流が飯舘村になる。そのため、上流側で生活排水対策や環境にやさしい農業などの対策を講じないと、汚れた水がダムに入って、汚れが底に溜まり、上澄みのみが流れていって、湖底の水質が悪化してしまうことが考えられるので、それを防ぐために長期的な視野に立って対策を講じていく必要があると思う。

(問) 堀金委員

BOD等に関して環境基準点は設定時からずっと同じ地点であります。例えば、請戸川や高瀬川では環境基準点が1ヶ所であるが、長い河川において、生活排水などの様々な汚染源がある中で、基準点が1ヶ所が良いのか。基準点の設置のあり方について事務局ではどのように考えているのか。

(答) 長澤水環境グループ参事

環境基準の設定については、今から約20年前に環境基準を設定した時に、その河川の水質やその流域における集落の状況や工場の設置状況等を勘案して、1ヶ所でも河川の全体的な水質がある程度把握出来ると判断した場合には、基準点を1ヶ所にしたと思われる。

例えば、請戸川は流路延長が45キロの長い川であり、河口付近の請戸橋1ヶ所では足りないのではないかと思うかもしれないが、県では補助点ということで基準点以外にも何ヶ所か測定し、更に、水質測定計画外で市町村が測定しており、基準点以外の水質も把握するようにしている。

また、19年度以降には、これらの河川におけるBOD、SS等の環境基準の見直しを予定しており、その時に、例えば室原橋を環境基準点とし、評価の対象にした方がいいのではないかという意見があれば、環境基準点として新たに追加する方向で検討したいと考えている。

今回は、既にBOD、SS等の環境基準が設定されている場所において亜鉛を追加するものであり、新たに地点を追加することについては提案していないが、今後のBOD等の環境基準の改正においては、環境基準点の見直しも行いたい。もし、環境基準点を追加した場合には、亜鉛の環境基準も設定すべきだという御意見があれば、そのような方向で検討していきたいと考えている。

引地議長

亜鉛とBOD等の場合では多少違いがあると思う。

亜鉛等の金属は分解しないので少しずつ蓄積されていく可能性が高い。そのため、河川水の測定の他に、汚れのひどい場所は底質の測定をする必要があると思う。

中村委員

夏井川水系で砂が多くなっているのは、阿武隈山系の花崗岩と真砂土の影響を受けているためだと思われる。

引地議長

夏井川でのアユの生息状況を見ると、下流部には存在しているが、かなりの段差があるため上流には上れないようである。かなり前に上流に上れるようにしようという話もあったが、夏井川の自然のきれいな景観を壊してしまうのではないかとやめてしまった。また、夏井川では水力発電で1度取水したものを再び川に放流しており、その場所で流れの状況が変わっている。そのため、夏井川の魚介類の生息状況を見るときは、2つに分けた方がいいと思う。

(問) 鈴木委員

夏井川の河口で土砂が堆積しているということを時々新聞で見かけるが、その現象は水生生物に何か影響を与えるのか。

(答) 長澤水環境グループ参事

まず、議長が話したアユのことだが、海からアユが遡上してきた時にダム等があり魚道がないと、それ以上は上がってこれないという問題がある。

資料2の135ページに記載されているように、夏井川では愛谷堰と小川江大堰があり魚道の有無は不明となっているが、議長の話を聞くと、魚道がなく、遡上しにくいのではないかと思う。また、私の個人的な見解では、アユは岩についている苔を食べるので、岩が多いとが生息しやすいが、夏井川は砂が多く、苔の繁殖が十分でないため、多分、アユを放流しても生息しにくいと思う。

河口付近に砂が堆積することについては、先ほど中村委員が話したように風化花崗岩の影響で砂が多く堆積する地形であるので、やむを得ない部分もある。他の河川と比べ岩や石が少ないので、水生生物の生息状況も当然変わってくると思う。

ただ、砂が多く、人が入らない場所であるため、その付近は小魚が沢山いて、コアジサシのような希少種の鳥が集まっている。

引地議長

私が知っている範囲で話すと、砂が流れてきて、一部の河口を閉鎖してしまったが、河口を広げる工事を行ったので少しは良くなったと思う。

しかし、海岸にテトラポッドを並べたが、暖流と寒流の流れがちょっと変わったこともあって、これを並べた所は波が高くなって、砂を削っており、そのため、どんどん海岸が狭くなってしまっている。これを何とかしなければいけないということが、今、いわきでは話題になっている。

羽田委員

テトラポットは川にも随分置かれていた。阿武隈川にもかなり置かれていたが、その影響で急流になってしまい現在は撤去されている。また、護岸をコンクリートにした後、再び撤去して草等を植え直していたりして、年中、工事を行っているように感じる。そういうことは実験地かなんかでやってみて、その後、川で実際に行うようにしないと無駄な工事をやっているのではないかと感じてしまう。

それと先ほど真野ダムの話があったが、ダムを作ることによるメリットとデメリットが大きな問題になっているが、長期的な見方で見えていかないといけないと思う。作って壊すのでは大変もったいないし、下流の水生動植物に影響が出くと思う。長期的な視点がないと、今後また問題が出てくるのではないかと、素人考えだがそう思う。

長澤水環境グループ参事

河川法という法律があり、河川の管理においてはそれが上位の法律である。平成10年度までは河川法の目的は利水と治水であり、堤防を壊さないように護岸を固めて浸水等から守るようにしていた。その後、社会の動きを反映させて、平成9年度の改正において河川法の目的の一つに環境保全が加わり、治水・利水・環境保

全の三本柱になった。そのため、以前、三面コンクリート張りにした場所についても、環境保全に配慮したものにしようというふうになったと思う。

(問) 堀金委員

水生生物の保全のために、それぞれの地域で漁協が関わってこないといけないのではないかと思う。確認した魚種の一覧表を見ると、いてはいけないブラックバスとかブルーギルの様な外来種がほとんどの河川にいるという実態があるので、環境保全に取り組んで行く時には、漁協の力を借りなければ、いい環境が作れないと思う。みんなで積極的に環境を守るという意思表示を県の方から市町村等に出して働きかけていただきたいと要望する。

(答) 長澤水環境グループ参事

今回のことに関しては、漁協を統括する部署である水産グループには説明し何度も協議をしている。個々の漁協には詳しい内容をまだ説明していなが、類型指定のための調査をするということの了解を取っており、こういう動きがあることは分かっている。

漁協には、審議会で検討し各河川の水域類型が決まった後に御協力をお願いする予定である。

中村委員

鮫川の高柴ダムと真野川の真野ダムに関しては、ダムが設置されてからの歴史が若干違うと思うので、堆積物なんかも違ってくと思う。もしこれから資料を整理するとしたら考慮してもらいたい。

中村委員

河床材料や主要魚介類の確認状況などの地図の中の字を少し大きくして欲しい。

長澤水環境グループ参事

実はこれらの地図は1ページ分の大きさで作成されているが、カラーコピーの値段が高いので節約のため、1ページに2つの地図を載せている。字が小さくなって申し訳ないが御理解していただきたい。

引地議長

亜鉛は多少は生物に必要な元素であり有益な面もある。ただ、摂取し過ぎると有害である。

亜鉛というのは有機物と違って分解しないので、環境基準を維持していくためには、事業所で出来るだけ亜鉛を回収するなどして、発生源で排出しないようにしていくことが大事であるので、排出量の大きな事業所には回収処理をすることを要望していく、また、河川への排出量を規制していく事が必要になっていくのではないかと思う。

(問) 中村委員

全亜鉛のうち、河川における溶解性の亜鉛と難溶解性の亜鉛の割合は、一般的にはどの位なのか。

(答)長澤水環境グループ参事

全亜鉛は、水をろ過せず、汲んだ水そのものの中にどの位の亜鉛が含まれているのかを測定している。溶解性亜鉛というのは、汲んだ水を細かい紙等でろ過してゴミを取り除いた後に測定したものであるがデータがない。

引地議長

亜鉛は比較的水溶性の化合物が多いが、植物とか泥とかに吸収されると、溶けにくくなるということがある。イオウ化合物とかは考えられなく、難溶性の亜鉛化合物は、普通の条件ではあまり存在しないと思う。

以上で質問等は終了した。今回の部会では事務局案で異議なしとされた。2月9日に実施される本会議で引き続き審議される。

事務局から今後の環境審議会の開催予定等について通達した。

今後の環境審議会は第一部会を1月31日の水曜日、本会議を2月9日の金曜日に予定している。

以上で審議は終了した。